

◆「割安な掛金」と「充実の保障内容」が特長です～生命共済制度～

事業主・役員および従業員の皆様の死亡、高度障害での保障のほか、不慮の事故を原因とした場合の障害や入院なども保障され、死亡退職金や弔慰金支給としても活用できます。掛金は全額、損金・必要経費に算入できます。



加入資格は、会員事業所の役員・従業員で14歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下の方です。更新される場合に限り70歳6ヶ月までご継続できます。もしものリスクに備え、福利厚生の実現をお考えの方は、ご加入されませんか。

特長：1. 掛金が割安、2. 業務上、業務外を問わず24時間保障、
3. 掛金は全額経費として算入可、4. 健康診断割引券の発行、
5. 収益計算後の剰余金は配当金としてお支払い

◆将来の備え&節税に～小規模企業共済制度～

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。節税しながら積み立てる退職金制度です。主なメリットは以下の通りです。

1. 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に選べます。掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

※課税所得金額が400万円の場合、掛金月額3万円で約10万円の節税(所得税+住民税)になります。

2. 受取時も税制メリット

共済金は、廃業や退職時の他、老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金納付)もあります。
一括受取り→退職所得扱い 分割受け取り→公的年金等の雑所得扱い

3. 資金に困ったら

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。一般貸付制度→貸付利率 年1.5%

◆経営に関するお悩みを解決～佐賀県よろず支援拠点鳥栖サテライト～

1. LINE公式アカウント活用セミナー応用編

【日時】3月7日(火)10:00～11:30

【講師】佐賀県よろず支援拠点コーディネーター
辻山 敏 氏

【場所】鳥栖商工会議所



辻山氏



松尾氏

2. 個別相談日

【日時】第1火曜/3月7日(火)13:00～15:00

第3火曜/3月14日(火)10:00～15:00(※3月は第2火曜)

【講師】第1火曜/辻山 敏 氏、第3火曜/松尾 伸也 氏

【場所】鳥栖商工会議所